## 九州まちの修理屋さん 宮崎県実施要領

- 第1条 この要領は、九州まちの修理屋さん実施要綱(以下「要綱」という。) 8 に基づき、事業 の実施にあたって必要な事項を定める。
- 第2条 要綱4(1)に定める登録の対象となる修理品目は、別表のとおりとする。
- 第3条 要綱4(1)に定める登録の対象となる店舗は、次に掲げるものを除く。
  - (1) 自店で販売した商品の修理のみを行う店舗
  - (2) 修理の取次ぎのみを行う店舗
- 第4条 要綱4(2)に定める「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
  - (1) 暴力団 宮崎県暴力団排除条例(宮崎県条例第18号、以下「暴排条例」という。)第2条第1 号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団員 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
    - イ 暴力団員が実質的に運営している法人等
    - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
    - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 第5条 県は、登録店と利用者との間の取引等には関与しないものとし、登録店または利用者に対して発生した損害、不利益に対し一切の責任、責務を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## (別表) 登録の対象となる修理品目

項目	細目
台所用品及び食卓用品	調理用品、食器、食糧貯蔵器具 等
衣服	外衣、寝衣、帽子、手袋、着物 等
身の回り品	かばん、傘、杖、扇子、うちわ、時計、めがね、アクセサリー 等
履物	革靴、下駄 等
家庭用繊維製品	床敷物、寝具、クッション、カーテン 等
家具	たんす、戸棚、テーブル、いす 等
玩具	玩具、人形、ぬいぐるみ 等
楽器	管楽器、弦楽器、打楽器 等
スポーツ用品	野球用具、サッカー用具、バスケットボール用具 等
自転車	自転車、自転車部品及び付属品等
電化製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、ミシン 等
機械工具	チェンソー、芝刈り機 等
その他	修理により製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に資するもの